

令和8年7月23日

指定管理者指定申請に係る質問回答書

茨城県土木部下水道課
茨城県流域下水道事務所

令和8年7月6日付公告した霞ヶ浦水郷流域下水道指定管理者の指定申請に係り、令和8年7月22日までに受け付けた質問に対する回答は、下記のとおりです。
ただし、当該回答はすべてにおいていかなる時においても有効とするのではなく、運用や協定締結等において変更をする場合があります。

No.	質問事項	回 答	備 考
1	別紙6別添「指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引き」 2 概要（1）における「人件費を主な内容とする業務委託費等及び光熱水費について増減を行う。」との記載について、全業務委託費が対象と考えてよろしいでしょうか。	募集要項別紙6－1「霞ヶ浦水郷流域下水道指定管理料の変動に関する運用（その1）」1（3）賃金水準及び物価水準等の変動によるものにおいて、変更対象費用を「ア 人件費」、「イ 光熱水費」としており、本記載が別紙6別添「指定管理者制度におけるスライド制度運用手引き」に優先するため、業務委託費はスライド制度の対象外となります。	募集要項別紙6－1 「霞ヶ浦水郷流域下水道指定管理料の変動に関する運用（その1）」 募集要項別紙6別添 「指定管理者制度におけるスライド制度運用手引き」
2	募集要項別紙6－2「霞ヶ浦水郷流域下水道指定管理料の変動に関する運用（その2）」 1（1）精算対象ウ動力費について実費精算と考えてよろしいですか。	貴見のとおりです。	募集要項別紙6－2 「霞ヶ浦水郷流域下水道指定管理料の変動に関する運用（その2）」
3	別紙7「霞ヶ浦水郷流域下水道指定管理業務標準仕様書」 （5）幹線流量計等の点検・清掃等において、現在、幹線流量計の設置がされていないと把握しておりますので、設置の対応と考えてよろしいですか。	別紙7「霞ヶ浦水郷流域下水道指定管理業務標準仕様書」4 指定管理業務の内容（5）ア、イについて、霞ヶ浦水郷流域においては幹線流量計が設置されていないため、貴見のとおり現状では対応はありません。	別紙7「霞ヶ浦水郷流域下水道指定管理業務標準仕様書」